

学校薬剤師の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり学校薬剤師の解嘱及び委嘱をする。

令和6年3月19日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

1 解嘱

- (1) 被解嘱者 笠置 愛 (鳴尾東幼稚園 学校薬剤師)
- (2) 解嘱年月日 令和6年3月31日
- (3) 解嘱理由 辞退申し出による

2 委嘱

- (1) 被委嘱者 宮本 久子 (鳴尾東幼稚園 学校薬剤師)
- (2) 委嘱年月日 令和6年4月1日
- (3) 任期 2年、ただし再任を妨げない

3 委嘱理由 推薦を依頼している団体からの申し出による。

(参考1)

○提案理由

学校薬剤師が市外へ転勤することとなり辞退の申し出があったため、後任を委嘱する。

(参考2)

○学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。